



# 東風

(こち)

## 本日3月14日、春闘要求を提出!

私たちは、電算労のアンケート結果および職場の声をもとに、春闘要求を以下のように決定し、本日3月14日(月)会社に要求書を提出するとともに、団体交渉を3月28日(月)の指定で会社に申し入れます。また、毎年春闘時に回答促進の目的で取り組まれている電算労の経営申し入れが、3月16日(水)15時45分から本社で行なわれます。主な春闘要求の内容を以下に示しますので、是非、みなさんのご意見を組合掲示板までお寄せ下さい。



## 春闘要求

### ■賃上げ

- 1) 定期昇給に加え、年齢給を1000円増額しベースアップを行うこと。
- 2) 査定幅および査定基準を明示すること。
- 3) 査定内容を各社員に文書にて明示すること。
- 4) 組合員対象者平均年齢および平均賃金を明示すること。

### ■夏季一時金

- 1) 支給方式は下記の通りとすること。  
(基本給+職務手当+技術手当)\*2.6ヶ月
- 2) 支給日を7月6日(水)とすること。
- 3) 査定幅および査定基準を明示すること。
- 4) 査定内容を各社員に文書にて明示すること。
- 5) +-40%の特別査定をやめること。

### ■長期争議の早期解決を!

組合員である課長補佐2名の不当降格と仕事外しを止め、早急に長期争議を解決すること。

### ■次長職の職務手当の増額

- 1) 当該組合員の次長職の職務手当が2008年11月1日の「給与規程」改定後も増額されていない。適正に45,000円の職務手当を支払うこと。
- 2) 2005年11月に遡り改定後の職務手当を支払うこと。
- 3) 支払に到るまで、商法所定年6%の遅延損害金を支払うこと。

### ■諸手当の増額

- 1) 住宅手当  
住宅手当を下記の通り増額すること。
  - ① 既婚世帯主 25,000円
  - ② 独身 18,000円
- 2) 家族手当  
家族手当を下記の通り増額すること。
  - ① 配偶者 20,000円
  - ② 配偶者を除く扶養家族 8,000円  
(第2子以降、その他家族を含む)

### ■健康管理

- 1) 健康診断の充実
  - ① 血清生化学検査に癌(腫瘍)検査(CEA、AFP等)項目を追加すること。
  - ② 肝・胆・膵・脾・腎がん検診(腹部超音波検査)をおこなうこと。

### ■残業割増率

- 1) 残業割増率を下記の通り見直しすること。
 

① 普通残業	145%
② 深夜残業	175%
③ 休日残業	165%
④ 休日深夜残業	185%
- 2) 残業割増率を就業規則に明記すること。

### ■年休制度の改善

- 1) 年休取得を個人単位で計画、実施させること。
- 2) 未消化年休積立保存制度の新設  
未消化年休の有効利用を図るために、2年間で消化されなかった場合に消滅する年休を積み立て、本人の病気療養、家族の看護目的で有給休暇を最大50日間保存できる制度(未消化年休積立保存制度)を設けること。

### ■職員慶弔見舞給付規程の見直し

- 1) 死亡弔慰金で支給金額の「その都度決定」を止め、金額を明示すること。
- 2) 慶弔見舞金の各支給額を1万円増額すること。

### ■嘱託雇用の労働条件について

- 1) 労働基準法第15条に則り、嘱託雇用の労働条件を明示すること。
- 2) 嘱託雇用の労働条件の考え方を示すこと。

### ■回答指定日

3月28日(月)

# 2月1日地裁での証言に続き、 4月21日都労委で小番委員長が証言！



【 12.2 MIC 争議支援総行動・東和社前 】

不当な降格、イヤガラセ、パワハラ、組合差別は、許さないぞ！！



2010年1月「名ばかり管理職事件」が高裁で確定し、会社は原告3名（小林小番、松木）に未払い残業代を支払いました。しかし、約90名いる課長クラスの管理職には、未払い残業代が一切支払われなかったため、私たちは、会社に支払いを要求するとともに、昨年2月中央労基署に労基法第37条違反を申告しました。労基署は、立入り調査を行い明らかに労基法違反であることを認定し、東和システムに労基法第37条違反で是正勧告書を交付しました。これに対して、会社は今年4月から課長の特励手当を廃止し、残業代を支払うことを約束する改善計画を中央労基署に提出。しかし、特励手当の廃止が前提となっているため、このままでは大幅な減収となります。

現在、この問題は課長職が所属するもう一方の組合（東和労組）と、会社との間で水面下の協議が行われています。私たちは「不利益変更とならないようにすること」を求めて、会社に要求しています。

## 「報復的不利益変更」事件（東京地裁）

名ばかり管理職事件係争中の2008年11月1日、会社は、原告3名だけを一般職に降格する不利益変更を強行しました。裁判提訴への報復処置として、特励手当の一方的カットや職務手当の減額を伴う経済的な制裁を行ってきたのです。これを受け、原告団は2009年5月東京地裁に提訴しました。

2月1日に行われた証人尋問で、原告の3名と被告の当時上司であった3名がそれぞれ証言台に立ち、主尋問、反対尋問がおこなわれました。被告証言の中で原告と同様に管理職から一般職に降格されたものが一人もいないことが明らかにされました。3月7日和解協議でしたが、裁判から主張主旨に対する質問が双方にあり、和解協議にはならず、次回に持ち越されました。いよいよ4月以降に結審・判決となります。今後、公正な判決を求める署名活動を予定しています。

これからも、ご支援をよろしくお願いいたします。

## 「不当労働行為」事件（都労委） IT業界のパワハラ、 2年以上も意図的に仕事を与えない！

会社は、地裁判決直後から原告3名の出退勤時刻や昼休みの行動を厳しく監視し、直属の部長は、原告が社員と話していると「無駄口を叩くな」と怒鳴り、人権無視の報復的なイヤガラセを行なってきました。私たちは、このような不当労働行為、そして30年間にわたる組合敵視を止めさせ正常な労使関係を築くため、2009年6月に東京都労働委員会に救済申立てを行ないました。

この間、原告に意図的に仕事を与えない状態を2年以上にわたり続けていましたが、昨年末、原告の一人である松木に1月末期限で難易度の高い仕事を与えました。会社は、予定の納期までに終わらせなかった松木に対し、仕事を上げ、何度も報告書を書き直させるなどイヤガラセをしています。また、原告小番には、上司が「仕事をしたければ他の部へいけ」など、相変わらずパワハラを繰り返しています。

私たちは、争議の早期全面解決、正常な労使関係実現を求め、今後も粘り強くがんばります。

■会社に対する抗議行動への参加、裁判・都労委での多くの傍聴支援を、よろしくお願いいたします。

### < 今後の予定 >

- 3月11日(金) 9:30 千代田総行動 東和要請
- 3月29日(月) 16:30~  
和解協議第2回 東京地裁13階民事11部
- 4月21日(木) 13:30~17:00  
東京都労働委員会 証人審尋1回目
- 5月30日(月) 13:30~16:30  
東京都労働委員会 証人審尋2回目

電算労東和システム支部争議支援共闘会議  
連絡先：東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F  
電算機関連労働組合協議会

TEL: 03-5603-4572  
FAX: 03-5603-7265

■ <http://www.union-net.or.jp/towa/> ■